

FNo.0・4・2(甲)

平成26年9月18日

渋沢丘陵を考える会 代表 日置乃武子 様
秦野の自然と環境を守る会 代表 山本とし子 様
秦野のホテルを守る会 会長 吉田嗣郎 様
さんげつ会 事務局 山田芳枝 様

秦野市長 古谷 義幸



渋沢地区霊園開発の県条例違反の指摘及び計画書の差し戻しの
要求について(回答)

本年7月18日に提出された標記の件について、次のとおり回答いたします。

1 敷地外駐車場の定義・根拠について

墓地、埋葬等に関する法律第2条により「墓地」とは、墳墓を設けるために墓地として許可を受けた区域と定義されています。

なお、同法第10条による経営の許可に係る基準等を規定する秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「市条例」という。)では、第5条第1号により、「計画敷地」とは墓地等経営計画に基づき、墓地等を設けるために必要な土地の区域と定義しています。したがって、市条例第10条第3号に規定される計画敷地外の近隣に設けることになる駐車場については、法律上の「墓地」の区域には含まれないものとなります。

2 計画敷地としての駐車場の取扱い等について

事業者は、計画敷地内及び敷地外に設置する駐車場により、市条例の基準を満たす計画としています。

神奈川県土地利用調整条例については、平成25年2月1日付けで審査結果通知書が交付され、適当である旨判断されていることを本市として確認しています。

3 敷地外駐車場の確保方法について

市条例では、敷地外駐車場について、その土地が墓地経営者の自己所有地であることに限定した規定はありません。したがって、賃貸借契約により駐車場を確保することは可能です。しかし、駐車場を確保する期間については、繁忙期のみといった一時的なものは認められません。

4 計画書の差し戻し等について

事業者による本事業の手続は、偽りその他不正な手段によるものではなく、継続します。

事務担当は、企画課企画政策班です。

電話 0463(82)5101

陳情・要望については、広聴相談課です。

電話 0463(82)5128